

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

東京都	
市区町村数	62

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議	の有無			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
						48	48	32				52					
13	101	千代田区	地域振興部国際平和・男女平等人権課	1	2	1	1				4	第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
13	102	中央区	総務課	1	2	1	1	中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例	2023年3月17日	2023年4月1日		中央区男女共同参画行動計画2023	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
13	103	港区	人権・男女平等参画担当	1	2	1	1	港区男女平等参画条例	2004年3月19日	2004年4月1日		港区男女平等参画行動計画	2021年4月	~	2027年3月	1	1
13	104	新宿区	男女共同参画課	1	1	1	1	新宿区男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		新宿区第四次男女共同参画推進計画	2024年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
13	105	文京区	総務部総務課ダイバーシティ推進担当	1	2	1	1	文京区男女平等参画推進条例	2013年9月27日	2013年11月1日		文京区男女平等参画推進計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
13	106	台東区	人権・多様性推進課 男女平等推進プラザ	1	1	1	1	東京都台東区男女平等推進基本条例	2014年12月17日	2015年1月1日		台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」	2025年4月	~	2030年3月	1	1
13	107	墨田区	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	1	1	1	1	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	2005年12月9日	2006年4月1日		墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)	2024年4月	~	2029年3月	1	1
13	108	江東区	人権推進課	1	2	1	1	江東区男女共同参画条例	2004年3月17日	2004年4月1日		男女共同参画KOTOプラン2021(第7次江東区男女共同参画行動計画)	2021年4月	~	2026年3月	1	1
13	109	品川区	人権・ジェンダー平等推進課	1	1	1	1	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例	2024年3月28日	2024年4月1日		男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
13	110	目黒区	人権政策課	1	2	1	1	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	2002年3月15日	2002年3月15日		目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
13	111	大田区	人権・男女平等推進課	1	1	1	1				4	第8期 大田区男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
13	112	世田谷区	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	2018年3月6日	2018年4月1日		世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
13	113	渋谷区	インクルーシブシティ推進課	1	2	1	1	渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例(※改正施行)	2024年3月7日	2024年4月1日		第2次男女平等・多様性社会推進行動計画	2022年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
13	114	中野区	企画部企画課	1	2	1	2	中野区男女平等基本条例	2004年3月29日	2004年4月1日		中野区男女共同参画基本計画(第5次)	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
13	115	杉並区	管理課	1	2	1	1				4	杉並区男女共同参画行動計画	2022年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
13	116	豊島区	男女平等推進センター	1	1	1	1	豊島区男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第5次しま男女共同参画推進プラン(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画、第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画、第2次豊島区女性活躍推進計画)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
13	117	北区	多様性社会推進課	1	2	1	1	東京都北区男女共同参画条例	2006年6月30日	2006年7月1日		北区男女共同参画行動計画 第7次アゼリアプラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
13	118	荒川区	荒川区総務企画部総務企画課	1	2	1	1				4	荒川区男女共同参画社会推進計画	2021年5月	~	2026年3月	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢問無機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有					
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
13 119	板橋区	男女社会参画課	1 1	1	1	東京都板橋区男女平等参画基本条例	2003年3月6日	2003年3月6日		男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2025	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
13 120	練馬区	総務部人権・男女共同参画課	1 1	1	1				4	第6次練馬区男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1		
13 121	足立区	多様性社会推進課	1 2	1	1	足立区男女共同参画社会推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第8次足立区男女共同参画行動計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
13 122	葛飾区	人権推進課	1 2	1	1	葛飾区男女平等推進条例	2004年3月29日	2004年4月1日		葛飾区男女平等推進計画(第6次)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
13 123	江戸川区	人権・男女共同参画推進センター	1 2	1	1	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例	2022年3月30日	2022年4月1日		江戸川区男女共同参画推進計画	2017年4月	~	2027年3月	1	1		
13 201	八王子市	市民活動推進部 男女共同参画課	1 1	1	1	八王子市男女共同参画推進条例	2022年12月16日	2023年4月1日		男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)	2024年4月1日	~	2032年3月31日	1	1		
13 202	立川市	立川市政策財務部男女平等推進課	1 1	1	1	立川市男女平等参画基本条例	2007年6月25日	2007年6月25日		立川市第8次男女平等参画推進計画	2025年4月	~	2031年3月	1	1		
13 203	武蔵野市	市民活動推進課男女平等推進センター	1 1	1	1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	2017年3月22日	2017年4月1日		武蔵野市第五次男女平等推進計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
13 204	三鷹市	企画経営課平和・人権・国際化推進係	1 2	1	1	三鷹市男女平等参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		男女平等参画のための三鷹市行動計画 2027	2024年	~	2027年	1	1		
13 205	青梅市	市民安全課	1 2	1	1				4	青梅市ジェンダー平等推進計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
13 206	府中市	市民協働推進部多様性社会推進課	1 2	1	1				4	第7次府中市男女共同参画計画	2025年4月1日口	~	2030年3月31日口	1	1		
13 207	昭島市	男女共同参画・女性活躍支援担当	1 2	1	1				3	昭島市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1		
13 208	調布市	多様性社会・男女共同参画推進課	1 1	1	1				4	調布市男女共同参画推進プラン(第5次)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
13 209	町田市	市民部市民協働推進課男女平等推進センター	1 1	1	1				4	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)	2022年度	~	2026年度	1	1		
13 210	小金井市	企画政策課男女共同参画室	1 1	1	1	小金井市男女平等基本条例	2003年6月26日	2003年7月1日		小金井市第6次男女共同参画行動計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
13 211	小平市	市民協働・男女参画推進課	1 1	1	1	小平市男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2009年4月1日		小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
13 212	日野市	平和と人権課	1 2	1	1	日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例	2001年12月28日	2002年4月1日		第4次日野市男女平等行動計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
13 213	東村山市	市民相談・交流課	1 1	1	1	東村山市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年7月1日		東村山市第4次男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
13 214	国分寺市	市民生活部 人権平和課	1 2	1	1	国分寺市男女平等推進条例	2007年3月29日	2007年6月1日		第3次国分寺市男女平等推進行動計画	2025年4月	~	2033年3月	1	1		
13 215	国立市	市長室	1 2	1	1	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	2017年12月28日	2018年4月1日		国立市第6次ジェンダー平等推進計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
13 218	福生市	協働推進課	1 2	1	1				3	福生市男女共同参画行動計画(第6期)	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
13 219	狛江市	狛江市企画財政部政策室	1 2	1	1				4	狛江市男女共同参画推進計画	2025年4月	~	2030年3月	1	1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有					
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
13 220	東大和市	市民生活課	1 2	1	1	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第三次東大和市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1		
13 221	清瀬市	地域振興部男女共同参画センター	1 1	1	1	清瀬市男女平等推進条例	2006年6月29日	2006年7月1日		第3次清瀬市男女平等推進プラン	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
13 222	東久留米市	生活文化課	1 2	1	1				3	東久留米市第4次男女平等推進プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
13 223	武蔵村山市	協働推進課	1 2	1	1				4	武蔵村山市第五次男女共同参画計画 一ゆ一あいプラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1		
13 224	多摩市	TAMA女性センター	1 2	1	1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	2013年9月30日	2014年1月1日		第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1		
13 225	稲城市	市民協働課	1 1	1	1				4	稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン)	2016年4月1日	~	2026年3月31日	2	1		
13 227	羽村市	総務課	1 2	1	1	羽村市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第5次羽村市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
13 228	あきる野市	企画政策部企画政策課	1 2	1	2				4	第5次あきる野男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
13 229	西東京市	協働コミュニティ課	1 2	2	1				2	西東京市第5次男女平等参画推進計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
13 303	瑞穂町	協働推進部協働推進課	1 2	2	1				4	瑞穂町令和モデルプラン	2025年4月	~	2030年3月	1	1		
13 305	日の出町	総務課	1 2	2	2				4	第5次日の出町長期総合計画(後期基本計画)	2023年4月1日	~	2026年3月31日	2	2		
13 307	檜原村	企画財政課 企画財政係	1 2	2	2				4						2		
13 308	奥多摩町	企画財政課	1 2	2	2				4	奥多摩町長期総合計画	2025年4月1日	~	2035年3月31日	2	2		
13 361	大島町	総務課	1 2	2	2				4						2		
13 362	利島村	総務課	1 2	2	2				4						2		
13 363	新島村	総務課	1 2	2	2				4						2		
13 364	神津島村	総務課	1 2	2	2				4						2		
13 381	三宅村	総務課	1 2	2	2				4						2		
13 382	御蔵島村	総務課	2 2	2	2				4						2		
13 401	八丈町	企画財政課	1 2	2	2				4						2		
13 402	青ヶ島村	総務課	1 2	2	2				4						2		
13 421	小笠原村	総務課	1 2	2	2				4						2		

＜選択肢回答＞

所属
1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議

1 有
2 無

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関

1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中
- 2 2026年度以降の制定を目指し検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない
- 3 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
 - 1 単独計画として策定
 - 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

調査表4-2

市区町別集計項目(総合的な施設)No. 1

東京都

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体										
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営								
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他					
		40												5	35	29	7	6	33	4	4
13 101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	MIW(ミュウ)	102-8688	東京都千代田区九段南1-2-1	03-5211-8845	03-5211-8846	https://miw.city.chiyoda.lg.jp/	<input type="radio"/>												
13 102	中央区	中央区立男女平等センター	ブーケ21	104-0043	東京都中央区湊1-1-1	03-5543-0651	03-5543-0652	https://www.city.chuo.lg.jp/bouquet21/index.html	<input type="radio"/>												
13 103	港区	港区立男女平等参画センター	リープラ	150-0023	港区芝浦1-16-1	03-3456-4149		https://www.minatolibra.jp/	<input type="radio"/>												
13 104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	ウィズ新宿	160-0007	新宿区荒木町16番地	03-3341-0801	03-3341-0740	https://www.city.shinjuku.lg.jp/shisetsu/ma_p5-10.html	<input type="radio"/>												
13 105	文京区	文京区男女平等センター		113-0033	文京区本郷4-8-3	03-3814-6159	03-5689-4534	https://www.bunkyo-danjo.jp/index.aspx	<input type="radio"/>												
13 106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	はばたき21	111-0035	東京都台東区西浅草3-25-16 生涯学習センター4階(機能強化工事のため、令和7年3月17日～令和8年11月(予定)まで根岸5丁目施設(根岸5-14-15)へ仮移転)	03-5246-5816		https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/jinken/habataki21/index.html	<input type="radio"/>												
13 107	墨田区	すみだ共生社会推進センター	すみなか	131-0045	墨田区押上2-12-7-111	03-5608-1771	03-5608-1770	https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/sumida_zyoseicenter/index.html	<input type="radio"/>												
13 108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	パルシティ江東	135-0011	東京都江東区扇橋3-22-2	03-5683-0341	03-5683-0340	https://www.city.koto.lg.jp/055201/shisetsuannai/kokyo/omonashisetsu/shisetsu/16794.html	<input type="radio"/>												
13 109	品川区	品川区ジェンダー平等推進センター		140-0011	東京都品川区東大井5-18-1 きゆりあん3階	03-5479-4104	03-5479-4111	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizoho/kuseizoho-zinken/kuseizoho-zinken-kyodosankaku/index.html	<input type="radio"/>												
13 110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター		153-0061	目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア(令和7年度は目黒区総合庁舎に仮移転)	03-5721-8570	03-5721-8574	https://www.city.meguro.tokyo.jp/jinkenseisaku/shisetsu/bunkakouryuu/darjo.html	<input type="radio"/>												
13 111	大田区	大田区立男女平等推進センター	エセナおおた	143-0016	大田区大森北4-6-7	03-3766-4586	03-5764-0604	https://escenaotajp	<input type="radio"/>												
13 112	世田谷区	世田谷区男女共同参画センター	らぶらす	154-0004	東京都世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3～5階	03-6450-8510	03-6450-8511	https://laplace-setagaya.net/	<input type="radio"/>												
13 113	渋谷区	渋谷インクルーシブシティセンター	アイリス	150-0031	東京都渋谷区桜丘町23-21	03-3464-3395	03-3464-3398	https://shibu-cul.jp/iris	<input type="radio"/>												
13 114	中野区																				
13 115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター		167-0051	杉並区荻窪1-56-3	03-3393-4410	03-3393-4716	https://www.city.suginami.tokyo.jp/s017/1246.html	<input type="radio"/>												

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)										問6-5 管理・運営主体				
		問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
13 116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	エポック10	171-0021	東京都豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ3階	03-5952-9501	03-5391-1015	https://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/004668.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
13 117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	スペースゆう	114-8503	東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階	03-3913-0161	03-3913-0081	https://www.city.kita.lg.jp/living/diversity/1002457/1002414/1002415/1002416.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 118	荒川区	荒川区男女平等推進センター	アクト21	116-0012	荒川区東尾久5-9-3	03-3809-2890	03-3809-2891	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a001/shisetsuannai/koukyoushisetu/bunka002.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	スクエアー・I(あい)	①173-0015 ②173-0014	①情報資料コーナー・団体交流コーナー: 東京都板橋区栄町36-1 ②相談室: 東京都板橋区大山東町32-15	①03-3579-2790 ②03-3579-2188	03-3579-1337	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	えーる	177-0041	東京都練馬区石神井町八丁目1番10号	03-3996-9005	03-3996-9010	https://www.nerima-yell.com/	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
13 121	足立区	足立区男女参画プラザ		123-0851	東京都足立区梅田7-33-1	03-3880-5222	03-3880-0133	https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/sankaku.html	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
13 122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	ウイメンズパル	1240012	葛飾区立石5-27-1	03-5698-2211	03-5698-2315	https://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1030224/1000097/1006913.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター		132-0011	東京都江戸川区瑞江2-9-15	03-6231-8150	03-6231-8171	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e090/kuiseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/jinken.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 201	八王子市	八王子市男女共同参画センター		192-0082	東京都八王子市東町5-6 クリエイトホール8階	042-648-2230	042-644-3910	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/003/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 202	立川市	立川市女性総合センター	アイム	1900012	東京都立川市曙町2-36-2	042-528-6801	042-528-6805	https://www.city.tachikawa.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	ヒューマンあい	180-0022	東京都武蔵野市境2-3-7市民会館1階	0422-37-3410	0422-38-6239	https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/danjobyodosuiscenter/index.htm	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
13 204	三鷹市	三鷹市女性交流室		181-0013	三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ4階	0422-43-7812	0422-43-9911	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
13 205	青梅市															
13 206	府中市	府中市男女共同参画センター	フチュール	183-0034	住吉町1-84 ステーザ府中中河原4階	042-351-4600	042-351-4603	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetsu/komyunite/wcenter/danzyokoyoudou.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)									問6-5 管理・運営主体						
		問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		施設管理			事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
13 207	昭島市	昭島市男女共同参画センター		196-0012	東京都昭島市つつじが丘3-3-15	042-519-2277	042-519-2803	https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				
13 208	調布市	調布市男女共同参画推進センター		182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティー3階(市民プラザあくろす内)	042-443-1213	042-443-1212	https://chofu-danjo.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
13 209	町田市	町田市男女平等推進センター		194-0013	東京都町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3階	042-723-2908	042-723-2946	https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
13 210	小金井市																
13 211	小平市	小平市男女共同参画センター	ひらく	187-0031	小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東2階	042-346-9618	042-346-9575	https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
13 212	日野市	日野市男女平等推進センター	ふらっと	191-0062	日野市多摩平2-9多摩平の森ふれあい館2F	042-584-2733	042-584-2748	https://www.city.hino.lg.jp/shisetsu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
13 213	東村山市																
13 214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	ライツこくぶんじ	185-0034	東京都国分寺市光町1-46-8	042-573-4378					https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
13 215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	パラソル	186-0001	国立市北1-14-1 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内	042-501-6990	042-501-6991	http://kuni-sta.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		
13 218	福生市																
13 219	狛江市																
13 220	東大和市																
13 221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	アイレック	204-0021	東京都清瀬市元町1-2-11 市民協働プラザ4階	042-495-7002	042-495-7008	https://www.city.kiyose.lg.jp/shisetsu/sisetu/1001193.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
13 222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	ファイティ・ファイティ	203-8555	東京都東久留米市本町3-3-1	042-472-0061	042-472-1131	https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/danjo/1003378.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
13 223	武蔵村山市	武蔵村山市男女共同参画センター	ゆーあい	208-0012	東京都武蔵村山市緑が丘1460番地 1111-1	042-590-0755	042-567-1433	https://fureai.csplace.com	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
13 224	多摩市	多摩市立 TAMA女性センター		206-0011	東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニティ7階	042-355-2110	042-339-0491	https://www.city.tama.lg.jp/kenkofukushi/danjo/josei/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
13 225	稻城市	稻城市男女平等推進センター		2060802	東京都稻城市東長沼2112-1 地域振興プラザ1F	042-378-2112	042-378-6971	https://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/kyodo/1002993/1011546.html	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
13 227	羽村市																
13 228	あきる野市																
13 229	西東京市	男女平等推進センター	パリテ	202-0005	東京都西東京市住吉町6-15-6	042-439-0075	042-422-5375	kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
13 303	瑞穂町																
13 305	日の出町																

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-5 管理・運営主体							
		問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
13	307 檜原村															
13	308 奥多摩町															
13	361 大島町															
13	362 利島村															
13	363 新島村															
13	364 神津島村															
13	381 三宅村															
13	382 御蔵島村															
13	401 八丈町															
13	402 青ヶ島村															
13	421 小笠原村															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

東京都

都道府県コード	市区町村名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)					問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
						問16		問17	問6-6 職員数(人)			1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他	
						問6-16	問6-17	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)													
		40		36		32					32	39	37	38	11	7	0	35	20			
13 101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	1998年10月1日	○		○	3	6	82,979	○ ○ ○ ○												
13 102	中央区	中央区立男女平等センター	1993年4月28日	○		○	5	1	43,800	○ ○ ○ ○							○	○	○	中央区ブーケ祭り		
13 103	港区	港区立男女平等参画センター	1980年4月1日	○			15	16	128,475	○ ○ ○ ○						○	○	○	○	交流促進(登録団体支援、助成事業) 企業・NPO法人との連携・働きかけ(協力事業、共済事業、連携事業)		
13 104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	1983年1月20日	○		○	7	3	68,336	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○			
13 105	文京区	文京区男女平等センター	1986年9月3日	○																		
13 106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	2001年9月26日	○			6	3	57,416	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	交流促進(区民学習活動支援事業)		
13 107	墨田区	すみだ共生社会推進センター	1990年7月27日	○		○	4	2	48,710	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○			
13 108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	1991年3月1日	○		○	10	4	103,092	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	人材育成事業(パルカレッジ)、一時保育事業、男女共同参画審議会、次期男女共同参画行動計画策定		
13 109	品川区	品川区ジェンダー平等推進センター	1989年10月1日	○		○	4	1	34,014	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	防災備蓄品を活用した生理用品の無償配布事業		
13 110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター	1992年7月14日	○			2	2	9,263	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	交流促進:女性や性の多様性に関する問題に関する学習・交流等の場として会議室等を提供した。また、男女平等・共同参画センター利用登録団体の活動支援及び団体の育成をはかり、交流を推進するため、交流促進事業等を行った。		
13 111	大田区	大田区立男女平等推進センター	2000年4月1日	○		○	7	10	65,644	○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	区民の交流の場として、施設内のスペースを提供		
13 112	世田谷区	世田谷区男女共同参画センター	1991年2月1日	○			5	32	26,719	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	研修室の貸出、講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス		
13 113	渋谷区	渋谷インクルーシブシティセンター	1992年1月23日	○		○	3	4	16,390	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	利用者交流会		
13 114	中野区					○																
13 115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	1997年9月1日	○		○	6	15	27,314	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○			
13 116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	1992年6月10日	○		○	9	13	25,666	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	①パートナーシップ・ファミリーシップ制度、②多様な性自認・性的指向に関する対応指針、③区職員向け男女共同参画研修実施、④男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会		
13 117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	1971年3月1日	○			6	5	61,860	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施設内に社会福祉法人が運営する喫茶スペースを設け、交流等を図っている		
13 118	荒川区	荒川区男女平等推進センター	1996年6月1日		荒川区立男女平等推進センター条例			2	1	33,124	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
13 119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	1999年10月1日	○		○	6		32,512	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○			

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業									
										1 連携・ 協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他
13 120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	1987年4月1日	○		○	2	12	134,741	○	○	○	○			○	○	フェスティバル事業、区民の企画による講座	
13 121	足立区	足立区男女参画プラザ	1988年4月21日	○			7	1	51,265	○	○	○	○	○			○	○	
13 122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	1989年10月1日	○		○	8	5	278,983	○	○	○	○	○			○	○	保育室の設置
13 123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター	2020年4月1日		設置根拠なし	○	16	4	63,777	○	○	○				○	○		
13 201	八王子市	八王子市男女共同参画センター	2003年12月13日		八王子市男女共同参画センター管理運営要綱	○	7	4	21,847	○	○	○	○	○	○	○	○	ほっとタイムサービス(学習支援のための子どもの一時預かり)	
13 202	立川市	立川市女性総合センター	1994年10月16日	○			3	1	39,813	○	○	○	○	○		○	○	男女平等参画推進のための講座など開催中における保育事業	
13 203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	1998年11月1日	○		○	2	6	20,073	○	○	○	○	○		○	○		
13 204	三鷹市	三鷹市女性交流室	1992年10月1日	○		○			2,513	○	○					○		女性交流室登録団体への施設貸出	
13 205	青梅市																		
13 206	府中市	府中市男女共同参画センター	1995年2月22日	○		○	8	13	49,977	○	○	○	○			○			
13 207	昭島市	昭島市男女共同参画センター	2020年3月28日		昭島市男女共同参画センター運営要綱	○	4	1	8,064	○	○	○	○						
13 208	調布市	調布市男女共同参画推進センター	2005年2月1日	○		○	5	9	14,494	○	○	○	○			○		グループ相談(事業名:ほっとサロンしえいくはんず)	
13 209	町田市	町田市男女平等推進センター	1999年12月6日	○		○	5	1	13,466	○	○	○	○			○			
13 210	小金井市																		
13 211	小平市	小平市男女共同参画センター	2004年1月29日	○		○		1	2,657	○	○	○				○			
13 212	日野市	日野市男女平等推進センター	2004年3月8日	○		○	6	3	1,447	○	○	○	○	○		○	○		
13 213	東村山市					○													
13 214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	1994年11月10日	○		○	1	1	3,901	○	○	○	○	○	○	○			
13 215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	2018年5月14日	○		○	2	6	4,156	○	○	○							
13 218	福生市																		
13 219	狛江市																		
13 220	東大和市					○													
13 221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	1995年10月1日	○			5	1	28,477	○	○	○	○			○	○		
13 222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	1997年10月1日	○		○		2	8,425	○	○	○	○			○			
13 223	武蔵村山市	武蔵村山市男女共同参画センター	2006年9月1日	○		○	3	11	3,992	○	○	○	○			○			
13 224	多摩市	多摩市立 TAMA女性センター	1999年9月23日	○		○	4	3	4,657	○	○	○	○	○		○	○		

都 道 府 県 コ ー ド	市 市 区 区 町 町 村 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業							
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集
13	225	稻城市	稻城市男女平等推進センター	2005年4月1日	○			0	0	2,418	○	○	○	○	○	○	
13	227	羽村市															
13	228	あきる野市															
13	229	西東京市	男女平等推進センター	2008年4月1日	○		○	4	5	29,175	○	○	○	○	○	○	
13	303	瑞穂町															
13	305	日の出町															
13	307	檜原村															
13	308	奥多摩町															
13	361	大島町															
13	362	利島村															
13	363	新島村															
13	364	神津島村															
13	381	三宅村															
13	382	御蔵島村															
13	401	八丈町															
13	402	青ヶ島村															
13	421	小笠原村															

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

東京都

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
		問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			15		49	9	18.4	83	16	19.3	12	1	8.3	12	0	0.0	8,125	1,206	14.8
13	101	千代田区			1	0	0.0	2	0	0.0							109	8	7.3
13	102	中央区			1	0	0.0	2	0	0.0							174	13	7.5
13	103	港区			1	1	100.0	2	0	0.0							219	20	9.1
13	104	新宿区			1	0	0.0	2	0	0.0							198	28	14.1
13	105	文京区			1	0	0.0	2	1	50.0							153	11	7.2
13	106	台東区			1	0	0.0	2	0	0.0							197	7	3.6
13	107	墨田区			1	0	0.0	2	1	50.0							170	9	5.3
13	108	江東区			1	1	100.0	2	1	50.0							269	34	12.6
13	109	品川区			1	1	100.0	2	0	0.0							201	28	13.9
13	110	目黒区			1	0	0.0	1	0	0.0							82	10	12.2
13	111	大田区			1	0	0.0	2	0	0.0							218	19	8.7
13	112	世田谷区			1	0	0.0	3	1	33.3									
13	113	渋谷区			1	0	0.0	2	2	100.0							105	14	13.3
13	114	中野区			1	0	0.0	2	0	0.0							107	14	13.1
13	115	杉並区	1997年12月1日	杉並区男女共同参画都市宣言	2	1	100.0	2	0	0.0							154	24	15.6
13	116	豊島区	2002年2月15日	豊島区男女共同参画都市宣言	2	1	100.0	2	0	0.0							128	14	10.9
13	117	北区			1	1	100.0	2	0	0.0							185	25	13.5
13	118	荒川区			1	0	0.0	2	1	50.0							120	6	5.0
13	119	板橋区			1	0	0.0	1	0	0.0							187	24	12.8
13	120	練馬区			1	0	0.0	2	1	50.0							247	40	16.2
13	121	足立区			1	1	100.0	2	0	0.0							420	63	15.0
13	122	葛飾区			1	0	0.0	1	0	0.0							240	16	6.7
13	123	江戸川区			1	0	0.0	2	1	50.0							273	34	12.5
13	201	八王子市	1999年12月6日	八王子市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						579	65	11.2
13	202	立川市	1996年10月2日	立川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						176	26	14.8
13	203	武蔵野市			1	0	0.0	2	0	0.0							0	0	
13	204	三鷹市	1988年1月1日	三鷹市女性憲章	4	1	0	0.0	3	0	0.0						105	24	22.9
13	205	青梅市			1	0	0.0	1	0	0.0									
13	206	府中市	1999年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0						375	70	18.7
13	207	昭島市	2003年1月1日	昭島市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0						90	13	14.4
13	208	調布市			1	0	0.0	2	1	50.0							328	86	26.2
13	209	町田市	2001年2月1日	男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						308	57	18.5
13	210	小金井市	1996年12月3日	男女平等都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0						72	12	16.7
13	211	小平市	2022年3月22日	男女共同参画宣言都市こだいら	1	1	100.0	2	0	0.0							350	87	24.9
13	212	日野市	1998年9月28日	日野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0						225	41	18.2
13	213	東村山市	2023年2月24日	東村山市男女共同参画市民宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0						277	71	25.6
13	214	国分寺市			1	0	0.0	2	0	0.0							127	29	22.8
13	215	国立市			1	0	0.0	1	0	0.0							54	6	11.1
13	218	福生市			1	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0
13	219	狛江市			1	0	0.0	1	0	0.0									
13	220	東大和市	2001年2月18日	東大和市男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	1	0	0.0						71	11	15.5

都道府県コード	市区町村名	宣言年月日	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																							
			問7-1			市区長数		うち女性市区長数		女性比率(%)		副市区長数		うち女性副市区長数		女性比率(%)		村長数		うち女性村長数		女性比率(%)		町長数		うち女性町長数		女性比率(%)	
			宣言の形態	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	村長数	うち女性村長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)									
13	221	清瀬市				1	0	0.0	1	0	0.0															145	30	20.7	
13	222	東久留米市	2000年10月1日	東久留米市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0															115	23	20.0	
13	223	武蔵村山市				1	0	0.0	1	0	0.0															54	10	18.5	
13	224	多摩市				1	0	0.0	2	1	50.0																		
13	225	稻城市				1	0	0.0	1	0	0.0															37	7	18.9	
13	227	羽村市	1997年11月1日	自分らしく生きよう"はむら"アピール~男女共同参画都市宣言~	2	1	0	0.0	1	1	100.0															38	0	0.0	
13	228	あきる野市				1	0	0.0	1	0	0.0															83	6	7.2	
13	229	西東京市				1	0	0.0	1	0	0.0															210	67	31.9	
13	303	瑞穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	3	8.1									
13	305	日の出町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0									
13	307	檜原村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8									
13	308	奥多摩町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0									
13	361	大島町										1	0	0.0	1	0	0.0												
13	362	利島村										1	0	0.0	1	0	0.0												
13	363	新島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0						
13	364	神津島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0						
13	381	三宅村										1	1	100.0	1	0	0.0	5	0	0.0									
13	382	御蔵島村										1	0	0.0	1	0	0.0												
13	401	八丈町										1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0									
13	402	青ヶ島村										0	0		0	0	0.0												
13	421	小笠原村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0									

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

東京都

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲							問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード									
		問8-1			問8-2																														
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性含む委員数	うち女性数委員	女性比率(%)								審議会等数	うち女性含む委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性含む委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性含む委員数	うち女性数委員	女性比率(%)								
		3,581	3,231	58,118	19,678	33.9			1,975	1,801	30,598	9,585	31.3	262	177	1,400	306	21.9	2,064	324	15.7	2,120	332	15.7											
	小計								1,975	1,801	30,598	9,585	31.3	258	176	1,388	305	22.0																	
13 101	千代田区		2027年3月	40.0%以上 60.0%以下	88	74	1,232	381	30.9	地方自治法第180条の5に規定されている行政委員会及び、地方自治法第138条の4第3項・202条の3に規定されている附属機関並びに、区政に関する区民の意見反映等を目的とし、区規則、要綱等に基づき設置された長の私的諮問機関。							34	33	475	137	28.8	3	2	12	5	41.7	47	2	4.3	48	2	4.2	1	1	1
13 102	中央区			2027年度 30.0%以上	60	56	1,084	345	31.8	法律又は条例、要綱等により設置されている審査会・審議会							24	23	462	156	33.8	3	3	11	4	36.4	59	12	20.3	60	12	20.0	1	1	1
13 103	港区	50.0	2027年3月		87	84	1,575	580	36.8								15	14	457	189	41.4	3	3	13	3	23.1	66	8	12.1	67	9	13.4	1	1	1
13 104	新宿区	40.0	2028年3月		93	89	1,707	632	37.0	法律または政令により設置されている審議会等及び、条例により設置されている会議等							42	41	692	231	33.4	3	3	13	6	46.2	45	7	15.6	46	7	15.2	2	2025年3月31日	2
13 105	文京区	40.0	2027年3月	男女いずれか一方の性が委員総数の40%未満とならないことを目標とする。	76	73	1,436	512	35.7								30	30	559	175	31.3	3	3	12	6	50.0	53	10	18.9	54	10	18.5	1	1	1
13 106	台東区	35.0	2030年3月		83	82	1,394	389	27.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会・その他、法律、条例により設置されている審議会等(地方自治法第138条の4、第202条の3参考)設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等							36	35	699	199	28.5	3	1	12	3	25.0	48	4	8.3	49	4	8.2	1	1	1
13 107	墨田区		2029年3月	40%以上	61	56	998	311	31.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等 地方自治法第180条の5に基づく委員会 長の私的諮問機関として設置されている審議会等							54	50	964	302	31.3	3	3	12	3	25.0	49	5	10.2	50	5	10.0	1	1	1
13 108	江東区	40.0	2026年3月		67	64	1,393	425	30.5								30	29	656	155	23.6	3	3	13	5	38.5	53	10	18.9	54	10	18.5	2	2025年3月31日	2
13 109	品川区	40.0	2024年3月	男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の策定時目標がこの年までです。現在、新しい計画を策定中です。	60	58	1,220	427	35.0	法180条の5、法第202条の3、要綱等で設置							35	34	592	152	25.7	3	2	13	5	38.5	58	7	12.1	59	8	13.6	1	1	1
13 110	目黒区	50.0	2027年3月		65	63	1,000	407	40.7	付属機関及び私的諮問機関							49	47	681	281	41.3	3	3	12	6	50.0	29	6	20.7	30	6	20.0	2	2025年3月1日	2
13 111	大田区	40.0	2026年3月		90	75	2,704	817	30.2	法律により設置されている委員会等、地方自治法第202条の3に基づく審議会等、要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等							34	26	779	190	24.4	3	2	13	3	23.1	57	8	14.0	58	8	13.8	2	2025年3月31日	2
13 112	世田谷区	40.0	2027年3月		93	90	1,593	566	35.5	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等							16	16	615	221	35.9	4	4	34	4	11.8	53	9	17.0	54	9	16.7	1	1	1
13 113	渋谷区	40.0	2026年3月		52	43	1,180	430	36.4	審議会等(地方自治法180条の5、202条の3に基づく)における女性委員の割合							49	41	1,168	427	36.6	3	2	12	3	25.0	44	11	25.0	45	11	24.4	1	1	1
13 114	中野区			0 0 0 0													36	31	528	169	32.0	3	2	13	4	30.8	44	5	11.4	45	5	11.1	1	1	1
13 115	杉並区	45.0	2027年4月		90	80	2,140	850	39.7	地方自治法第138条の4に基づき、法律又は条例により設置している附属機関及び要綱等により設置している懇談会等							47	42	742	293	39.5	4	4	25	6	24.0	33	9	27.3	34	10	29.4	1	1	1
13 116	豊島区	50.0	2027年3月		75	74	1,565	632	40.4	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体で、区の計画等の策定または区行政の総合調整を主な目的とする区の政策形成にかかわるもののうち、区職員のみで構成される審議会または基準日時点で休会中の審議会を除く。							50	49	758	262	34.6	3	3	14	6	42.9	60	17	28.3	61	18	29.5	1	1	1
13 117	北区	40.0	2030年4月		94	71	1,904	513	26.9	法律や条例、要綱に基づき設置された審議会、委員会等(議会及び行政委員会を除く)							37	35	646	158	24.5	3	1	13	2	15.4	43	5	11.6	44	5	11.4	1	1	1

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1			調査時点コード													
		問8-1			問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況														
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員数		審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	その他	その他	その他	その他						
13 118	荒川区	30.0	2026年3月		60	55	918	237	25.8				27	24	407	95	23.3	3	3	12	4	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1		
13 119	板橋区	40.0	2026年3月		85	81	2,557	802	31.4	付属機関及び要綱等により設置されている各種審議会			14	14	340	101	29.7	4	3	25	5	20.0	53	5	9.4	54	5	9.3	1	1	1		
13 120	練馬区	50.0	2030年3月		66	61	1,026	319	31.1	法律又は条例に基づき設置している附属機関及び要綱等に基づき設置している懇談会等			31	27	648	191	29.5	4	4	29	6	20.7	8	4	50.0	9	4	44.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2025年3月31日
13 121	足立区		2028年3月	委員の男女比が40~60%の各種審議会・委員会等の割合を70%	55	53	920	316	34.3	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138号の4第3項及び第202条の3第1項の既定に基づき、法律又は条例で設置された付属機関。			55	53	920	316	34.3	4	3	22	3	13.6	66	7	10.6	67	8	11.9	1	1	1	1	
13 122	葛飾区	40.0	2027年3月		59	52	1,062	324	30.5	行政委員会、附属機関、区長の私的諮問機関等			36	35	695	217	31.2	4	2	26	4	15.4	50	9	18.0	51	9	17.6	1	1	1	1	
13 123	江戸川区	30.0	2027年3月	①男女(性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。)のいずれか一方のみの委員で構成される区の附属機関等をなくす。 ②男女のいずれか一方の委員の総数が、全ての附属機関等の委員の総数の10分の3未満ならないようにする。	66	55	1,365	408	29.9	①区が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関 ②①に定めるもののほか、要綱等の規定により区が設置する協議会、懇談会その他の合議体			50	40	998	294	29.5	4	3	26	5	19.2	86	21	24.4	87	21	24.1	1	1	1	1	
13 201	八王子市		2032年3月	委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合が80%	88	83	1,244	349	28.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及びその他要綱に基づく懇談会等			47	46	731	188	25.7	6	4	44	7	15.9	47	9	19.1	48	9	18.8	1	1	1	1	
13 202	立川市	35.0	2025年3月		94	88	1,276	400	31.3	付属機関(地方自治法第202条の3)、要綱等で設置、行政委員会(地方自治法第180条の5)			45	43	653	205	31.4	5	5	32	10	31.3	42	6	14.3	43	6	14.0	2	2025年3月31日	1	2	2025年3月31日
13 203	武蔵野市	40.0	2029年3月	男女いずれの性も40%以上とする	93	90	1,787	813	45.5	1 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 2 法律または条例で設置している委員会等(地方自治法第138条の4、第202条の3) 3 要綱などで設置している委員会等			47	45	835	297	35.6	5	5	31	9	29.0	27	2	7.4	28	2	7.1	1	1	1	1	
13 204	三鷹市	50.0	2028年3月		61	50	1,115	399	35.8	行政委員会、審議会、協議会等			32	30	505	157	31.1	5	3	36	5	13.9	39	7	17.9	40	7	17.5	1	1	1	1	
13 205	青梅市	40.0	2028年3月		84	76	1,144	285	24.9	議会、行政委員会(地方自治法第180条の5に定めるもの)、付属機関(法律・条例で設置しているもの)、その他審議会等(要綱などにより設置しているもの)			40	36	477	100	21.0	5	4	35	6	17.1	35	6	17.1	36	6	16.7	1	1	1	1	
13 206	府中市	40.0	2026年3月		56	56	783	270	34.5	附属機関・その他会議			41	41	602	195	32.4	5	5	35	10	28.6	29	3	10.3	30	3	10.0	1	1	1	1	
13 207	昭島市	40.0	2031年3月		64	55	845	305	36.1	附属機関(委員会・審議会等)			56	49	759	281	37.0	5	3	26	8	30.8	37	7	18.9	38	7	18.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2025年3月31日
13 208	調布市	40.0	2027年4月		87	78	1,143	370	32.4	地方自治法(第180条の5)に基づく行政委員会、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、規則・要綱等に基づく審議会等			35	35	481	157	32.6	5	4	39	8	20.5	33	4	12.1	34	4	11.8	1	1	1	1	
13 209	町田市	40.0	2027年3月		77	68	948	291	30.7	市の所管する審議会等			38	35	566	166	29.3	5	2	36	3	8.3	37	4	10.8	38	4	10.5	1	1	1	1	
13 210	小金井市	50.0		目標達成期限は明記していない	93	88	1,032	388	37.6				57	54	674	226	33.5	5	5	28	9	32.1	28	9	32.1	29	9	31.0	1	1	1	1	
13 211	小平市	50.0	2026年3月		71	64	861	359	41.7	地方自治法第180条の5に基づく委員会、法律・条例に基づく付属期間、その他要綱等に基づく類似機関			54	51	697	304	43.6	5	3	30	6	20.0	32	6	18.8	33	7	21.2	1	1	1	1	
13 212	日野市	40.0	2026年3月		100	89	1,407	506	36.0	法律、政令、条例、規則、要綱により設置されている委員会・審議会			50	48	804	318	39.6	5	2	28	3	10.7	26	7	26.9	27	7	25.9	1	1	1	1	
13 213	東村山市		2028年3月までに40%以上60%未満	2028年3月までに40%以上60%未満	61	59	746	238	31.9	行政委員会、地方自治法第202条の3で規程されているもの、その他法律・条例により設置されているもの(地方自治法138条の4、第202条の3参照)、設置要綱などにより、長の諮問機関として設置されている審議会等			40	39	497	155	31.2	5	4	29	4	13.8	32	7	21.9	33	7	21.2	1	1	1	1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード													
		問8-1			問8-2				問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)													
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数		審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	問8 目標設定の 対象である 審議会等の 目標及び 現状値	その他	問9 地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会 等における 登用状況	その他	問10 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会 等における 登用状況	その他	その他							
13 214	国分寺市	50.0	2032年0月		108	94	1,268	491	38.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会、要項等により設置されている委員会、地方自治法第180条の5に基づく委員会等						50	39	502	150	29.9	5	3	29	5	17.2	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1
13 215	国立市	40.0	2029年3月		60	56	693	234	33.8	法律または条例に基づき設置する附属機関のほか、附属機関に類似する懇談会等。 なお、行政委員会は含まない。						41	39	460	155	33.7	5	4	23	5	21.7	24	4	16.7	25	4	16.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2025年3月31日
13 218	福生市	35.0	2027年3月		32	28	355	99	27.9	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、規則に基づく審議会等						27	26	334	98	29.3	5	2	21	3	14.3	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1
13 219	狛江市			0.4	78	66	837	266	31.8	条例等に基づき設置する審議会、委員会並びに協議会等						40	37	459	154	33.6	5	3	24	4	16.7	28	9	32.1	29	9	31.0	1		1		1
13 220	東大和市	40.0	2031年3月		42	37	548	178	32.5	・行政委員会(地方自治法第180条の5参照) ・附属機関等(地方自治法(第138条の4、第202条の3)に基づく審議会等) ・その他審議会等、設置要綱により、長の私的諮問機関として設置されている審議会等						19	19	288	79	27.4	5	2	28	6	21.4	24	1	4.2	25	2	8.0	1		1		1
13 221	清瀬市	50.0	2028年3月		38	32	393	136	34.6	法律により設置されている委員会等、法律・政令・条例により設置されている審議会等						27	23	292	87	29.8	5	4	28	6	21.4	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1		1
13 222	東久留米市		2028年3月	40%以上60%以下	58	45	774	303	39.1	法律又は政令により設置されているもの、2条例、規則により設置されているもの、3要綱等に設置されているもの						26	21	296	85	28.7	5	2	27	4	14.8	20	2	10.0	21	2	9.5	2	2024年10月1日	2	2024年10月1日	2024年10月1日
13 223	武蔵村山市			40%~60%(期限は設けていない)	75	71	1,081	405	37.5	法律、条例、規則または要綱により設置されている審議会等						30	28	421	108	25.7	5	3	27	4	14.8	29	10	34.5	30	10	33.3	1		1		1
13 224	多摩市	50.0	2026年3月		71	64	838	323	38.5	行政委員会(地方自治法第180条)及び委員会・審議会(地方自治法第202条の3、設置要綱等)						38	36	444	146	32.9	5	3	26	7	26.9	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1
13 225	稲城市	40.0	2026年3月		64	56	896	305	34.0	・法律又は政令により設置されている審議会等 ・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) ・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 ・要綱等により設置されている懇談会、会議等						27	25	345	107	31.0	5	3	25	4	16.0	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1
13 227	羽村市			2027年3月までに29.1%以上	62	54	975	351	36.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、第180条の5に基づく委員会、要綱等により設置されている懇談会・会議等						25	22	303	84	27.7	5	2	22	3	13.6	27	2	7.4	28	2	7.1	2	2025年3月1日	2	2025年3月1日	2025年3月1日
13 228	あきる野市	40.0	2027年3月		70	62	1,119	381	34.0							30	25	453	118	26.0	5	3	28	4	14.3	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1		1
13 229	西東京市	40.0	2028年3月		50	45	729	248	34.0							41	37	592	190	32.1	5	3	34	6	17.6	34	5	14.7	35	5	14.3	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	2025年1月1日
13 303	瑞穂町	33.0	2031年3月		67	46	847	222	26.2							46	30	637	146	22.9	5	2	29	4	13.8	29	4	13.8	30	4	13.3	2	2025年6月19日	2	2025年6月19日	2025年6月19日
13 305	日の出町				0	0	0	0	0	目標値:無						14	12	177	50	28.2	5	3	27	5	18.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1
13 307	檜原村				0	0	0	0	0							8	7	83	22	26.5	4	2	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1
13 308	奥多摩町				35	27	290	99	34.1	法律又は政令により設置されている審議会等						15	14	149	48	32.2	4	2	14	4	28.6	25	3	12.0</								

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

東京都

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
									0	0	0	0	0.0	4	1	12	1	8.3										
	千代田区								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3										
	中央区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	港区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	新宿区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	文京区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	台東区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	墨田区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	江東区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	品川区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	目黒区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	大田区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	世田谷区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	渋谷区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	中野区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	杉並区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	豊島区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	北区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	荒川区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	板橋区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	練馬区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	足立区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	葛飾区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	江戸川区								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	八王子市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	立川市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	武蔵野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	三鷹市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	青梅市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	府中市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0					
	昭島市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
	調布市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
	町田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
	小金井市							0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0				
	小平市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	日野市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	東村山市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	国分寺市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	国立市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	福生市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	狛江市							0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0				
	東大和市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	清瀬市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	東久留米市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	武蔵村山市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	多摩市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	稻城市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	羽村市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	あきる野市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	西東京市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	瑞穂町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	日の出町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	檜原村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	奥多摩町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	大島町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	利島村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	新島村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	神津島村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	三宅村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	御藏島村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	八丈町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	青ヶ島村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	小笠原村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

東京都

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5							
		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職									
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	うち部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち防災・危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)						
4,915	887	18.0	4,302	646	15.0	1,074	158	14.7	951	112	11.8	123	20	16.3	116	17	14.7	3,718	709	19.1	3,235	517	16.0	3,867	1,115	28.8	3,221	678	21.0	15,540	6,362	40.9	11,379	3,328	29.2		965	195	20.2	148	4	2.7			
13 101	千代田区	80	18	22.5	77	16	20.8	28	5	17.9	25	3	12.0	0	0	0	0	0	52	13	25.0	52	13	25.0	77	16	20.8	65	8	12.3	169	80	47.3	137	52	38.0	1	14	3	21.4	1	0	0.0	1	
13 102	中央区	74	14	18.9	70	10	14.3	20	4	20.0	19	3	15.8	0	0	0	0	0	54	10	18.5	51	7	13.7	55	8	14.5	51	5	9.8	299	145	48.5	193	67	34.7	1	31	7	22.6	4	0	0.0	1	
13 103	港区	104	20	19.2	104	20	19.2	21	2	9.5	21	2	9.5	0	0	0	0	0	83	18	21.7	83	18	21.7	23	31.5	48	11	22.9	421	204	48.5	195	64	32.8	1	25	10	40.0	3	0	0.0	1		
13 104	新宿区	113	19	16.8	105	13	12.4	23	4	17.4	21	2	9.5	12	1	8.3	78	14	17.9	72	10	13.9	133	44	33.1	105	24	22.9	444	197	44.4	263	78	29.7	1	24	4	16.7	5	0	0.0	1			
13 105	文京区	85	10	11.8	78	7	9.0	20	2	10.0	17	1	5.9	0	0	0	0	0	65	8	12.3	61	6	9.8	112	41	36.6	95	28	29.5	330	186	56.4	240	111	46.3	1	18	5	27.8	3	0	0.0	1	
13 106	台東区	85	20	23.5	78	14	17.9	19	5	26.3	17	3	17.6	14	3	21.4	13	2	15.4	52	12	23.1	48	9	18.8	110	31	28.2	95	18	19.9	297	94	31.6	256	55	21.5	1	19	6	31.6	3	0	0.0	1
13 107	墨田区	95	16	16.8	83	7	8.4	26	0	0.0	25	0	0	0	0	0	0	0	69	16	23.2	58	7	12.1	137	38	27.7	119	23	32.3	123	38.1	250	63	25.2	1	25	7	28.0	4	0	0.0	1		
13 108	江東区	125	19	15.2	119	15	12.6	42	7	16.7	39	5	12.8	0	0	0	0	0	83	12	14.5	80	45	35.2	119	39	32.8	542	244	45.0	460	200	43.5	1	34	8	23.5	4	0	0.0	1				
13 109	品川区	105	20	19.0	97	16	16.5	26	5	19.2	24	3	12.5	0	0	0	0	0	79	15	19.0	73	13	17.8	175	72	41.1	126	36	28.6	219	78	35.6	186	54	29.0	1	41	13	31.7	6	0	0.0	1	
13 110	目黒区	83	21	25.3	78	18	23.1	20	5	25.0	18	3	16.7	2	1	50.0	2	1	50	61	15	24.6	58	14	24.1	62	25	40.3	50	19	38.0	399	222	55.6	240	85	35.4	1	23	4	17.4	4	0	0.0	1
13 111	大田区	168	27	16.1	159	26	16.4	29	3	10.3	28	3	10.7	0	0	0	0	0	139	24	17.3	131	23	17.6	253	80	31.6	204	45	22.1	740	362	48.9	500	157	31.4	1	31	11	35.5	5	1	20.0	1	
13 112	世田谷区	191	40	20.9	180	32	17.8	46	8	17.4	43	5	11.6	2	0	0	0	0	143	32	22.4	135	27	20.0	241	68	28.2	213	48	22.5	972	440	45.3	737	240	32.6	1	27	7	25.9	7	0	0.0	2025年5月1日	
13 113	渋谷区	95	25	26.3	85	17	20.0	24	2	8.3	23	2	8.7	0	0	0	0	0	71	23	32.4	62	15	24.2	85	33	38.8	68	18	26.5	361	162	44.9	239	79	33.1	1	20	5	25.0	5	0	0.0	1	
13 114	中野区	100	18	18.0	88	12	13.6	17	3	17.6	13	2	15.4	15	1	6.7	15	1	6.7	68	14	20.6	60	9	15.0	128	46	35.9	107	29	27.1	359	174	48.5	249	75	30.1	1	29	4	13.8	3	0	0.0	1
13 115	杉並区	132	36	27.3	111	21	18.9	37	6	16.2	32	3	9.4	0	0	0	0	0	95	30	31.6	79	18	22.8	231	81	35.1	189	54	28.6	601	347	57.7	426	204</td										

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

東京都

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都道府県	市町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、を選択した場合、選択することができる場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれかにつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
県	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例											
市	町	議会名	50	1の合計	54	0	49	12	49	49	49	49	51	41					
市	町		9	2の合計	3	38	5	39	4	4	4	5	1						
市	町		0	3の合計	0	12		3	0	0	0	0	0						
市	町		3	4の合計	5	4			9	9	9	9	6	0					
13	101	千代田区	1	職員の旧姓使用について(通知) 1.旧姓として使用できるもの 戸籍の異動により姓の変更のあった、変更前の姓(旧姓)の使用に限ります。	千代田区議会	1	2	1	千代田区議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
13	102	中央区	1	中央区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 第5条の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、法令等の規定に抵触しないもので、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。	中央区議会	1	2	1	中央区議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
13	103	港区	1	港区職員通称使用取扱要綱 (通称を使用できる範囲) 第2条 通称を使用することができる文書等の範囲は、別表1のとおりとする。	港区議会	1	2	1	港区議会会議規則 (欠席の届出) 第三条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1				1	1	1	1	1	1
13	104	新宿区	1	新宿区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる	新宿区議会	1	3	1	新宿区議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
13	105	文京区	1	文京区職員旧姓使用取扱要綱 ※一部抜粋 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍に記載される氏を変更した後も、当該変更前の氏を引き継ぎ職務において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 第4条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、総務部長が別に定める範囲において、旧姓を使用するものとする。	文京区議会	1	2	1	文京区議会会議規則 文京区議会会議規則 第一章 総則(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1				1	1	1	1	1	1

都道府県		市区町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-4 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く)。															
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
台東区職員旧姓使用取扱要綱	第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、法令等に抵触しない文書等で、職務遂行または事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	台東区議会	1	2	1	東京都台東区議会議規則	第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例	第2条の2 議員及び議員が連続して1年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、議員報酬を減額して支給する。	1	1	1	1	1	
墨田区職員旧姓使用取扱要綱	(旧姓使用の範囲) 第4条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次表に掲げるものとする。 旧姓使用可能な文書等 戸籍名を併記する文書等 名札 名刺 事務分担表 各昇任選考申込書 出勤簿 年次有給休暇簿・休暇簿 職務専念義務免除申請書 復命書 各研修受講者推薦書 支出命令書 契約締結請求書 起案文書 通知文・回答文・照会文等の一般文書 文書管理カード インターネット用個人ユーザID及びメールID その他所属者が認める軽易な文書等 職員名簿 扶養親族等に関する届 給与減額免除申請書 給与振込依頼書 特殊勤務手当認定申請書 旅行命令簿 超過勤務命令簿 墨田区職員互助会関係書類 (承認の通知) 第5条 区長は旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓使用者が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を通じて区長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に区民及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2. 区長は、旧姓使用職員台帳(第4号様式)を整備し、旧姓使用的適正な運用管理に努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるものほか、旧姓の使用に關する必要な事項は、総務部長が別に定める。	墨田区議会	1	2	1	墨田区議会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	出産に限らず、欠席期間に応じた減額規定がある。	1	1	1	1	1	1		
江東区職員の旧姓使用に関する取扱要綱	第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めること(以下「改姓」といふ。)による職務上の不利益、負担等を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。	江東区議会	1	2	1	江東区議会議規則	第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例	第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、区議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 減額の割合 90日を超えて180日以下であるとき 100分の20 180日を超えて365日以下であるとき 100分の30 365日を超えるとき 100分の50	1	1	1	1	1	
品川区議会議規則	第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	品川区議会	1	2	1	品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例	第5条 次に掲げる事由により区議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 出産、個人の責によらない事故その他議員が区議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと品川区議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1	1	1	1	1	1			
大田区職員旧姓使用取扱要綱	大田区職員旧姓使用取扱要綱第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓を使用することにより法令等の規定に抵触することがない文書等で、公務の遂行上又は事務処理上誤解や混乱が生じるおそれがないものにおいて旧姓を使用することができる。	大田区議会	1	4	2	3	減額の適用除外とする規定がある。	2	2	2	2	1	1			
世田谷区職員旧姓使用取扱要綱	第3条第1項 職員は、区長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上誤解や混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。	世田谷区議会	1	2	1	世田谷区議会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得したことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-3で1.を選択した場合	問12-4 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。						
コロド	名	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
13 113	渋谷区	1 洪谷区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という)は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとし、その使用範囲は、人事担当部長が別に定める。	渋谷区議会	1 2 1	渋谷区議会会議規則 第1章会議 第1節総則 (欠席の届出) 第2条各第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						
13 114	中野区	1 中野区職員通称使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 通称 婚姻、養子縁組等の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (2) 戸籍名 戸籍に記載されている氏名をいう。 (3) 職員 常時勤務することを要する一般職の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の第1項に規定する非常時勤務の職員を含む職員をいう。 (使用範囲) 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された職員は、通称を使用して押印その他日常業務を行ふものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用語について、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 戸籍名の確認又は戸籍名による処理が必要なものについては、戸籍名と通称を併記する。 (2) 次に掲げる文書については、戸籍名を使用する。 ア 法令等により戸籍名を使用することが義務づけられているもの イ 他の機関等から戸籍名を使用することが求められているもの 3 第1項の職員に係る職員証について、通称を記載して発行する。	中野区議会	1 3 1	中野区議会規則 第2条各項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						
13 115	杉並区	1 杉並区職員旧姓使用取扱要綱 (使用申請) 第4条 使用しようとする職員は、庶務事務システム(電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事項を総合的に処理する情報処理システム)等(以下同じ)に所要事項を入ることにより申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、旧姓使用申請書(第1号様式)により、申請することができる。 2. 前項の申請は、杉並区職員取扱要領(昭和60年3月7日杉並職委第847号)第3条第2項の履歴事項異動の届け(以下「履歴事項異動届」)といふ。の提出時に行なうよう努めるものとする。 (使用承認) 第5条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合において、承認するが適当と認めたときは、旧姓使用承認書(第2号様式)により申請者に通知する。	杉並区議会	1 2 1	杉並区議会会議規則 第11条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2 第4条の2 議長等が本会議、委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項に規定する協議又は調査を行うための場(以下「会議」という)に欠席した日から1年を経過した日(同日まで連続して会議に欠席した場合に限る)以後最初に会議が開催された日から会議に出席した日の前日まで(以下「特定期間」という)に支給する議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、議長等が次に掲げる事由により会議に欠席した日から1年を経過した日まで連続して会議に欠席したときは、この限りでない。 (1) 公務上の災害又は本人の責に帰することができない事故 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となつたこと (3) その他議長がやむを得ないと認める事由	1 1 1 1 1 1						
13 116	豊島区	1 豊島区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の理由による姓を改める者の負担を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。	豊島区議会	1 3 1	豊島区議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						
13 117	北区	1 職員の服務規程 第三条の二 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という)により戸籍上の氏を改めた後も、区長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たつて、区民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	北区議会	1 2 1	東京都北区議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						
13 118	荒川区	2 荒川区議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条の2 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が連続して1年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、議員報酬の額を減額して支給する。 2. 諸議員の議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額とする。 3 第1項の規定による議員報酬の額の減額は、最初に本会議又は委員会を欠席した日から1年を超える日の属する月の翌月(その日の属する月)から、本会議又は委員会への出席を再開した日の属する月(その日の属する月)までとする。	荒川区議会	1 2 1	荒川区議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条の2 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が連続して1年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、議員報酬の額を減額して支給する。 2. 諸議員の議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額とする。 3 第1項の規定による議員報酬の額の減額は、最初に本会議又は委員会を欠席した日から1年を超える日の属する月の翌月(その日の属する月)から、本会議又は委員会への出席を再開した日の属する月(その日の属する月)までとする。	1		1 1 1 1 1 1							
13 119	板橋区	2 東京都板橋区議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	区議会事務局	1 2 1	東京都板橋区議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 市	市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
道 府	区	市		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1. を選択した場合	問12-3 1. を選択した場合	問12-4 1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1. を選択した場合 休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
県	市	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他							
コ コ ド ド	村	村	名	練馬区職員旧姓使用取扱要綱	練馬区議会議規則 (欠席の届出) 第2条 この要綱は、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	練馬区議会	1	2	1	1	練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条の2 議員(議長、副議長、委員長および副委員長を含む。)が連続して1年を超えて本会議および委員会(以下「本会議等」という。)を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、当該議員の議員報酬を減額して支給する。	1	1	1	1	1		
13	120	練馬区	1	足立区職員服務規程	足立区議会議規則 第2条の2 議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の予定期日(議員が出産したときは当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	足立区議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1		
13	121	足立区	1	江戸川区職員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 通称(婚姻、養子縁組等の事由により改姓する以前に使用していた氏名及び外国籍の議員の住民票に記載されている通称をいう。 (2) 戸籍名 戸籍に記載されている氏名をいう。 (3) 職員 常時勤務することを要する一般職の職員をいう。 一部改正(平成22年要綱103号・24年6号) (使用範囲) 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された職員は、通称を使用して押印その他日常業務を行うものとする。 2. 前項の規定により通称の使用を承認された職員は、当該各号に掲げるとおりとする。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用申請) 第4条 通称を使用しようとする職員は、通称使用申請書により、区長に申請しなければならない。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用承認) 第5条 区長は前条の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用申請書により区長に承認する。 一部改正(平成22年要綱103号) (登録) 第6条 前条の規定により通称の使用を承認を受けた職員(以下「通称使用職員」という。)は、通称を使用するに当たって、常に適正な使用に努めなければならない。 2. 区長は、通称使用職員合懇会、通称使用職員に係る通称、戸籍名、承認年月日等必要な事項を記載する。 一部改正(平成22年要綱103号) (中止の申請) 第7条 通称使用職員は、通称の使用を中止しようとするときは、通称使用中止申請書により区長に申請しなければならない。 2. 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用中止承認書により承認する。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用の取消) 第8条 区長は、通称使用職員が次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。 (2) その他、区長が取消しを必要と認めたとき。 一部改正(平成24年要綱6号) (報告等) 第9条 総務部長は、この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。 追加(平成22年要綱103号) (委任) 第10条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、総務部職員課長が別に定める。	江戸川区議会	1	2	1	2		江戸川区議会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1
13	123	江戸川区	1	江戸川区職員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 通称(婚姻、養子縁組等の事由により改姓する以前に使用していた氏名及び外国籍の議員の住民票に記載されている通称をいう。 (2) 戸籍名 戸籍に記載されている氏名をいう。 (3) 職員 常時勤務することを要する一般職の職員をいう。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用範囲) 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された職員は、通称を使用して押印その他日常業務を行うものとする。 2. 前項の規定により通称の使用を承認された職員は、当該各号に掲げるとおりとする。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用申請) 第4条 通称を使用しようとする職員は、通称使用申請書により、区長に申請しなければならない。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用承認) 第5条 区長は前条の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用申請書により区長に承認する。 一部改正(平成22年要綱103号) (登録) 第6条 前条の規定により通称の使用を承認を受けた職員(以下「通称使用職員」という。)は、通称を使用するに当たって、常に適正な使用に努めなければならない。 2. 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用職員に係る通称、戸籍名、承認年月日等必要な事項を記載する。 一部改正(平成22年要綱103号) (中止の申請) 第7条 通称使用職員は、通称の使用を中止しようとするときは、通称使用中止申請書により区長に申請しなければならない。 2. 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用中止承認書により承認する。 一部改正(平成22年要綱103号) (使用の取消) 第8条 区長は、通称使用職員が次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。 (2) その他、区長が取消しを必要と認めたとき。 一部改正(平成24年要綱6号) (報告等) 第9条 総務部長は、この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。 追加(平成22年要綱103号) (委任) 第10条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、総務部職員課長が別に定める。	江戸川区議会	1	2	1	2				1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
コロド	名	1.明記した規定があり認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議会名 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他			
13 201	八王子市	2	八王子市議会	1	2	1	八王子市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2	1 1 1 1 1 1		
13 202	立川市	1	立川市議員旧姓使用取扱要綱 第1条~第7条	立川市議会	1	2	1	立川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席する旨の届出を提出することができる。	1	立川市議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 第3条 議員が長期にわたって議会活動をしない場合の報酬の額は、当該議員が受けるべき報酬の額に、次の表の左欄に掲げる議会活動をしない期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 議会活動をしない期間 割合 120日を超える180日以下であるとき。 180日を超える365日以下であるとき。 100分の80 100分の70 365日を超えるとき。 100分の50 2 議会活動をしない期間は、会議等を欠席した日から計算する。 3 第1項の規定は、議会活動をしない期間が120日を超えた日の属する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月から会議等に出席した日の属する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。	1 1 1 1 1 1
13 203	武蔵野市	1	武蔵野市議員旧姓使用取扱要綱	武蔵野市議会	2				2 2 2 2 2 2		
13 204	三鷹市	1	三鷹市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障することに、職場における男女平等の実現を図るため、三鷹市議員(以下「議員」といふ)の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」といふ)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の届出) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む)で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として三鷹市役所勤務規程(昭和27年三鷹市訓令甲第9号)第7条第2項の規定に基づく改姓の届出(新規に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届出)と同様に手元に届け出るものとする。 2.前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、議員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用する場合 (2) 市長、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。 ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。 (義務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に適正な使用に努めなければならない。 2.市長は、旧姓使用職員台帳(様式第2号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員で旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届け出るものとする。 (通知) 第6条 市長は、第2条第1項に規定する旧姓使用届を受理した場合及び前項に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに当該職員及びその所属長に通知するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成9年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行前に婚姻その他の事由により氏を改めた職員は、平成10年5月31日までに第2条第1項の規定に準じて届出をすることにより、旧姓を使用することができるものとする。 様式 略	三鷹市議会会議規則 (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届け出できないときは、その事情がなくなった後、速やかに議員長に届け出るものとする。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅参又は早退の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、遅参するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届け出できないときは、その事情がなくなった後、速やかに議員長に届け出るものとする。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。 (期末手当の減額) 第6条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらを「基準日」という)のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときは、期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2.基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、高い方の減額の割合を適用する。 (適用除外) 第6条 次の各号のいずれかに掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定を適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間に限る。) (3) その他市議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと三鷹市議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1 1 1 1 1 1						
13 205	青梅市	2	青梅市議会	1	3	1	青梅市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない自由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議員長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1		
13 206	府中市	1	府中市職務権限規程 別表第2(第20条)個別権限事項表 職員課人事係 「44. 職員の旧姓の使用を承認すること。」 ※他に「府中市職員の旧姓の使用に関する要綱」	府中市議会	1	2	1	府中市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議員長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。 (平21議会告示1-平21議会告示3-令3議会告示1-一部改正) (欠席の届出) 第59条の2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議員長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。 (平27議会告示3-追加、令3議会告示1-一部改正)	2	1 1 1 1 1 1	

都 市		市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
道 府 県	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
府 町	市 区			問12-1で1.を選択した場合	問12-1で2.を選択した場合	問12-1で3.を選択した場合	問12-3で1.を選択した場合	問12-5で1.を選択した場合	問12-5で2.を選択した場合	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。								
県 町	市 区	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で2.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
コ ニ	村	ド ド	名	議 会 名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
			昭島市職員旧姓使用取扱要項															
			○昭島市職員旧姓使用取扱要綱															
			平成21年1月1日															
			実施															
			(趣旨) 第1条 この要綱は、昭島市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時に任用された職員を除く。)以下「職員」という。が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。															
			(旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、執務中の呼称としてのほか、別表に掲げる文書等を除いて旧姓を使用することができます。															
			(一部改正[平成30年要綱4号])															
			(旧姓使用の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。															
			2. 前項の申請は、昭島市職員服務規程(昭和36年昭島市規程第5号)第3条第2項に規定する氏名の異動の届出と同時にわなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。															
			(旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により当該申請をした職員及び当該職員の所属長に通知するものとする。															
			(旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定により旧姓使用の承認を受けた職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、市長は、前項の届出があったときは、旧姓使用中止通知書(第4号様式)により当該届出をした職員の所属長に通知するものとする。															
			(職員の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、その使用に当たっては、市民及び職員に誤解、混乱等が生じることのないように努めなければならない。															
			2. 旧姓を使用する職員は、第2条第1項に規定する文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。															
			(適切な運用) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。															
			2. 総務部職員課長は、旧姓使用職員台帳(第5号様式)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。															
			(その他) 第8条 この要綱に定めるのほか必要な事項は、市長が別に定める。															
			附 則															
			1. この要綱は、平成21年1月1日から実施する。 2. この要綱の実施の日前に婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員については、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年1月31日までに同条第1項の申請をすることができる。															
			附 則(平成30年3月1日要綱第4号)															
			この要綱は、平成30年3月1日から実施する。															
			附 則(令和6年4月1日要綱第13号)															
			この要綱は、令和6年4月1日から実施する。															
			別表(第2条関係)															
			(一部改正(平成30年要綱4号)) 1. 職員の権利や義務に関係する文書等で、職員の同一性の確認が困難又は旧姓使用を原因とする係争がおきるおそれのあるもの															
			(1) 共済組合員証、施設利用助成券等共済組合に関する文書 (2) 公務災害に関する文書															
			2. 公権力の行使を伴うもので、職及び氏名を明らかにする必要があるもの															
			(1) 身分証明書(旧姓を併記した場合を除く。)															
			3. 法令により認められないもの															
			4. 給与支給について口座氏名等と整合性を図る必要があるもの															
			5. その他市長が特に必要と認めるもの															
13	207	昭島市	1	昭島市議会	1	2	1	昭島市議会議規則	(欠席の届出) 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1

都 市		市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
道 府 県	市 区	問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問 12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 間 12-1 で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問 12-3 間 12-2 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-4 間 12-3 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-5 間 12-1 で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問 12-6 間 12-5 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。						
府 町	市 区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他						
都 市	市 市	調布市職員旧姓使用取扱要領	調布市議会	1	3	1	調布市議会議規則	調布市議会議員の議員報酬等の減額に関する条例で出産は適用除外としている	3	1 1 1 1 1 1					
13 208	調布市	1	調布市職員旧姓使用取扱要領 第3 旧姓等使用の範囲 職員は、法令に違反しない範囲内で、職務遂行上又は業務上誤解や混乱を生じるおそれのない、専ら職員間で業務上使用する次の各号に掲げる文書等において、旧姓等を使用することができます。 (1)出退勤システムを使用して行う各種届出、申請、問い合わせ、命令、報告等 (2)調布市職員の旅費に関する条例施行規則(平成20年調布市規則第42号)第6条に規定する出張命令書 (3)調布市事業決裁規程(昭和54年調布市訓令第3号)別表第1の規定による出張命令書 (4)調布市職員服務規程(昭和38年調布市訓令第19号)第13条に規定する事務引継書 (5)調布市文書管理規程(昭和55年調布市訓令第1号)第22条に規定する起案文書 (6)職員記載表 (7)異動記載表 (8)職員共済会員名簿 (9)調布市職員名札着用規程(平成10年調布市訓令第12号)第3条に規定する名札 (10)名刺 (11)前各号に掲げるもののほか、各所属課における文書のうち、所属長が旧姓等を使用するこどについて支障がないと認めたもの	調布市議会	1	3	1	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日以前の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)及び出産後の10週間の期間の範囲内において連続した16週間(多胎妊娠の場合にあっては24週間)を限度として、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	1 1 1 1 1 1					
13 209	町田市	1	町田市職員旧姓使用取扱要領 第4 旧姓使用的承認 1 市長は、第3第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした職員等及び当該職員等の所属長に、旧姓使用を承認する旨を通知するものとする。	町田市議会	1	3	1	町田市議会議規則 (第2条 第2項) 議員は、出産のため出席できないときは、その出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間)の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1					
13 210	小金井市	1	小金井市職員旧姓使用取扱要綱 第1条「この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障することともし、職場における男女平等の実現を図るため、小金井市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。」	小金井市議会	1	3	1	小金井市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前からその出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあっては、22週間)以内の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1					
13 211	小平市	1	小平市職員服務規程 (旧姓の使用) 第4条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定めるところにより、婚姻等の前の戸籍上の氏の文書等に使用すること(以下この条において「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合、速やかに総務部職員課に申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、総務部職員課は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 前項の規定による旧姓使用の通知を受けた職員は通知された使用開始年月日から旧姓使用を行ふことと、同項の規定による旧姓使用中止の通知を受けた職員は通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行ふに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないよう努めなければならぬ。	小平市議会	1	4	2		2	2 2 2 2 2 2					
13 212	日野市	2		日野市議会	1	2	1	日野市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1					
13 213	東村山市	1	東村山市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、東村山市職員(以下「職員」という。)、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、個性と能力を一層發揮でき、快適に働くことができるよう引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。	東村山市議会	1	3	1	東村山市議会議規則 第1章 会議 第2章 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1					
13 214	国分寺市	1	国分寺市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の理由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障することともし、職場における男女平等の実現を図るため、国分寺市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	国分寺市議会	1	2	1	国分寺市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1					

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
コロド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
13 215	国立市	1 国立市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用的範囲) 第2条 旧姓の使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1)法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2)市民、他の行政機関その他関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混亂又は支障を生じるおそれがないと市長が認めるときは、この限りでない。	国立市議会	1 3 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		
13 218	福生市	1 福生市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用的範囲) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用する者は、旧姓使用届(別記様式第1号)により、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。	福生市議会	1 2 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		
13 219	狹江市	1 狹江市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用しようとする者は、旧姓使用届(様式第1号)により、狹江市職員服務規程(平成7年規程第2号)第5条第1項第1号の規定に基づく氏名の変更届(新規に採用された職員は、第4条第1項の規定に基づく書類)とともに、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。	狹江市議会	1 2 1	1	1	2 2 2 2 1			
13 220	東大和市	1 東大和市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条~第9条、別表第1、別表第2	東大和市議会	1 2 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		
13 221	清瀬市	1 清瀬市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用的範囲) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用しようとする者は、旧姓使用届に氏を改めたことを証する書類を添付し、原則として清瀬市職員服務規程(昭和46年清瀬市規程第7号)第12条第5項の規定に基づく改姓の届(新規に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届とともに、所属長を経由して速やかに市長に届け出るものとする。 2 市長は前項の届を受理したときは、使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認し、旧姓の使用を認めるものとする。	清瀬市議会	1 2 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		
13 222	東久留米市	1 東久留米市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	東久留米市議会	1 2 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		
13 223	武蔵村山市	1 武蔵村山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる職員の不利益及び不都合を軽減し、業務の継続性及び安定性を確保するため、職員が氏を改めた後も引き続き氏を改める前の氏(以下、「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	武蔵村山市議会	1 2 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		
13 224	多摩市	1 多摩市職員服務規程 (旧姓等の使用) 第6条 職員は、別に定めるところにより、婚姻等によって氏を改めた後も引き続き旧姓を使用すること及び事実上の婚姻関係のある場合において、相手側の氏を使用することができる。	多摩市議会	1 2 1	2	2	2	1 1 1 1 1 1		

都 市		市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
道 府	区	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7	
府 町	区	市	区	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。					
県 村	町	市	区	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他		
コ ニ	村	市	区	ド ネ				名				名			
				福城市職員旧姓等使用取扱要領											
				(趣旨) 第1条 この要領は、福城市(以下「市」という。)の職員(以下「職員」という。)が婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること等について必要な事項を定めるものとする。											
				(定義) 第2条 この要領において「旧姓等使用」とは、職員が市の事務執行上次条に規定する範囲内で、婚姻等により戸籍上の氏を変更した後も引き続き旧姓を称することをいい、ベンネーム、ニックネーム等を使用することは含まないものとする。											
				(旧姓等使用の範囲) 第3条 旧姓等使用することができるのは、人事、給与、税金、共済、出納等の分野における事務について、公務としての権利義務にかかわらず、かつ、法令に違反しないものを原則とし、専ら職員間で服務上使用する次の各号に掲げるものとする。											
				(1) ベンネーム(福城市職員取扱要領(昭和48年福城市訓令第3号)第14条に規定するもの) (2) 後藤書(服務規程第6条第1項に規定するもの) (3) 旅行届(服務規程第13条に規定するもの) (4) 事務引継書(服務規程第14条に規定するもの) (5) 起案文書(福城市文書管理規程(平成16年福城市訓令第2号)第17条に規定するもの) (6) 職員名簿 (7) 職員配置図 (8) 前各号のほか、所属長が旧姓等使用の支障がないと認める書類											
				(申請) 第4条 旧姓等使用をしようとする職員は、旧姓等使用願(様式第1号)により市長に申請しなければならない。 2 前項の規定による旧姓等使用願は、服務規程第3条に規定する履歴事項の届と同時に提出するものとする。											
				(承認) 第5条 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは速やかに当該旧姓等使用を承認し、その旨を旧姓等使用承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした職員に通知するものとする。											
				(2) 市長は、前項の承認をした場合は、あわせてその旨を当該職員の所属長に通知するものとする。											
				(管理) 第6条 総務部人事課長は、旧姓等使用者台帳(様式第3号)を備え、旧姓等使用に関する情報の適正な管理に努めなければならない。											
				(旧姓等使用者の責務) 第7条 旧姓等使用者の承認を受けた者は、旧姓等使用に当たって、常に市民、他の職員等に誤解が生じないように努めなければならない。											
				(中止) 第8条 旧姓等使用者の承認を受けた者が、旧姓等使用を中止しようとするときは、その旨を旧姓等使用中止届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。											
				2 市長は、前項の届出があったときは、その旨を当該届出をした職員の所属長に通知するものとする。											
				(委任) 第9条 この要領に定めるものほか、旧姓等使用に關する必要な事項は、総務部長が別に定める。											
13 225	福城市	1		羽村市職員の旧姓使用の手続きに関する基準				羽村市議会会議規則							
				羽村市職員(以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により氏を改めた後も、職務上の範囲で引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについての基準は次のとおりとする。											
				羽村市議会				2				1 1 1 1 1 1			
13 227	羽村市	1		あきる野市職員の旧姓使用に関する基準				羽村市議会会議規則							
				あきる野市職員(以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により氏を改めた後も、職務上の範囲で引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについての基準は次のとおりとする。											
				羽村市議会				2				1 1 1 1 1 1			
13 228	あきる野市	1		あきる野市職員の旧姓使用に関する基準				あきる野市議会会議規則							
				あきる野市職員の旧姓使用に関する基準											
				(趣旨) 第1条 この基準は、あきる野市職員服務規程(平成7年あきる野市訓令第14号)第4条の 2 の規定に基づき、あきる野市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時に任用された職員を除く。)以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。											
				(旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、執務中の呼称としてのほか、別表第1(第2条関係) 1 単に氏名が記載されたもの (1) 名簿 (2) 名刺 (3) 配置表											
13 229	西東京市	1		西東京市職員の旧姓使用取扱要綱				西東京市議会会議規則							
				第1 趣旨 この要綱は、職員の男女平等に関する理解促進と円滑に職務を遂行できる職場環境の整備を図るため、一般職の職員(参事、副参事及び臨時の任用の職員を除く。以下これらを「職員」という。)が旧姓使用(婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏を使用することをいう。以下同じ。)をすることに關し、必要な事項を定めるものとする。											
				西東京市議会				2				1 1 1 1 1 1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-3で1.を選択した場合	問12-4 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
道 府	区																	
府 町	区																	
県 町	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
コ ニ	村																	
ド ド	名																	
13 303	瑞穂町	1	瑞穂町職員の旧姓使用に関する基準 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	瑞穂町議会	1	2	1	瑞穂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (平成27議会規則1・令和3議会規則1・一部改正)	2					1	1	1	1	1
13 305	日の出町	1	日の出町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、日の出町職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時に任用された職員を除く。)以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	日の出町議会	1	2	1	日の出町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	1			日の出町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、第1条の規定により当該議員が受けるべき議員報酬の額から、当該額に次の表の左欄に掲げる欠席期間(町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。以下同じ。)に応じてそれぞれ同表の右欄に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (適用除外) 第5条 次に掲げる理由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産、個人の責めに帰することができない事故その他議員が町議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないとの日の出町議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1	1	1	1	2	
13 307	檜原村	1	檜原村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、檜原村職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。ただし、檜原村職員とは檜原村職員定数条例第1条の職員をいう。	檜原村議会	2						1	1	1	1	1			
13 308	奥多摩町	1	奥多摩町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、執務中の呼称としてのほか、別表第1に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	奥多摩町議会	1	2	2			奥多摩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第5条 前条の規定により長期間欠席期間の決定がされた場合の議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次表に掲げる長期間欠席期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。 80日を超える場合 80日を超過する場合 100分の80 180日を超過する場合 100分の70 365日を超える場合 100分の50	4	4	4	4	4			
13 361	大島町	1	大島町職員の旧姓使用の取扱いに関する規定 第1条 この規定は、大島町職員が婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、個性と能力を一層發揮でき、快適に働くことができるよう引き続き従前の氏を使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。		4						4	4	4	4	4			
13 362	利島村	4		利島村議会	4						4	4	4	4	4			
13 363	新島村	1	新島村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	新島村議会	4						4	4	4	4	2			
13 364	神津島村	1	神津島村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の範囲)	神津島村議会	1	3	1	神津島村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1

都 市		市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
道 府	区	市	区	問12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																	
県	市	町	村	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。																	
コ	コ	コ	コ	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
ド	ド	ド	ド	名	三宅村職員の旧姓使用の取扱いに関する規程	(目的) 第1条 この規程は、三宅村職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といいます)により、戸籍上の氏(以下「旧姓」といいます)を使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。 (職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、村長、議会、教育委員会の所管に属する常時勤務する者とする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。 (1)組織内部で使用されるもの ア 起案文書 イ 服務に係る文書 ウ 給与に係る届 (2)対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの ア 職員の呼称 イ 名札 ウ 名刺 エ 職員名簿 オ 座席表 (3)その他特に支障がないと任命権者が認めたもの (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、婚姻等の事実が発生後速やかに旧姓使用申出書(様式第1号)により、所属長を通じて任命権者に申し出なければならない。 2 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用に関する承認通知書(様式第2号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申出書(様式第3号)により、所属長を通じて任命権者に申し出なければならない。 2 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用中止通知書(様式第4号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 3 職員は、特段の理由なく旧姓使用の申出と旧姓使用の中止申出を繰り返してはならない。 (職員の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用にあたっては、常に村民及び他の職員に諒解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、村民及び組織内部に混乱を生じさせないため、第3条各号に掲げる旧姓を使用できる文書等についても統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 (旧姓使用者台帳) 第7条 任命権者は、旧姓使用者台帳(様式第5号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (委任) 第8条 この規程に定めるものほか旧姓の使用に關し必要な事項は、任命権者が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規程の施行日前において、婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員については、第4条第1項中「婚姻等の事実が発生後」とあるのは「この規程の施行の日後」として同項の規定を適用する。	三宅村議会	1	2	1	三宅村議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
13 381	三宅村	1																			
13 382	御蔵島村	4				4								4	4	4	4				
13 401	八丈町	2				2								4	4	4	4				
13 402	青ヶ島村	4				4								4	4	4	4				
13 421	小笠原村	1				小笠原村職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。 2 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用に関する承認通知書(様式第2号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。	小笠原村議会	1	4	2		2				4	4	4	2		

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

東京都

部	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況				
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15	本部員総数	うち女性(人)	女性比率(%)	市内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインにした研修の実施状況			
都道府	区	区	議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することができる施設等が議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-10で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が「表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する取組み)を認めていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のための実施していることがありますればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問13-1	問14	問15						
県	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1規ハラスメント防止に関する規則等による 2相ハラスメントに関する議員向け 3その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)										
コ	コ	村	13 110 目黒区	4	2	1	3	目黒区議会におけるハラスメント防止指針を策定		1	1	3	1	2	目黒区議会申し合わせ事項 第1 総括 1 氏名の表記について 議員氏名の表記は、通称名を用いる。なお、法令等に基づく氏名の表記についてのみ戸籍名を使用する。□		2			30	5	16.7		
ド	ド	名	13 111 大田区	4	4	3				1	3	3	2		大田区地域防災計画 第二部 地震予防・応急・復旧計画 第三編 地域防災力の向上 第四章 公助(区)の具体的な取り組み(自助・共助への支援) 第1節 防災意識の高揚 5 多様性に配慮した防災対策 (2)男女共同参画の視点を踏まえた防災意識の啓発		1			17	0	0.0		
			13 112 世田谷区	4	2	1	1	世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例 議員は住民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員として高い倫理観と品位が求められる。ましてや議員の地位による影響力が不正に利用したハラスメント行為は断じて許されるものではない。議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは頭をはじめとして、不常に職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的・精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、さらには議員への住民の信頼を裏切ることにもなりかねない。 よって、世田谷区議会は、職員の人格を尊重することにより、議員による職員に対するあらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、この条例を制定する。	(目的) 第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した職員(区職員をいう。以下同じ。)に対するハラスメント行為(以下「職員に対するハラスメント」という。)を防止し、すべての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、区政の効率的運営に寄与することを目的とする。 (議員の責務) 第2条 議員は、職員に対するハラスメントが個人の尊厳を不適に傷つけ、労働意欲を低下させることを自覚し、職員の人格を尊重して活動しなければならない。 2 議員は、職員に対するハラスメントに関するプライバシーの保護を徹底し、当該事案に関する職員が不利益を受けることがないよう留意するものとする。 (ハラスメントの防止) 第3条 議員は、職員に対するハラスメントを防止するため、議員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。 (議会の措置) 第5条 議会は、区長から職員に対するハラスメントに関する事案の報告があったときは、必要な措置を講ずるものとする。 (委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	1	2	3	1	議会運営に関する主な確認事項 《I 議員・会派》1 議員(1) 氏名 議会で使用する議員氏名は、原則として戸籍名とするが、届出ることにより、選挙時に使用した氏名を使用することができます。	なし		世田谷区地域防災計画(令和7年修正) 区は、男女共同参画センターにおいて、女性のための相談窓口を開設し、男女共同参画の視点から相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発、相談窓口情報の提供、団体・専門家連携調整、女性の就業・起業等の支援などの実施を検討する。				40	6	15.0	
			13 113 渋谷区	4	4	1	1	2	渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例 (議員の責務)第4条第1項 議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不適に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。	2	3	3	2			2			16	2	12.5			
			13 114 中野区	4	4	3				1	3	3	2			2		11	0	0.0	○			
			13 115 杉並区	2	2	3				2	3	3	2	特になし	杉並区地域防災計画(令和6年修正) ・区民活動団体等と協働したネットワークの構築(震災・風水害備【総則・予防対策】P.57) 男女平等推進センターのネットワークを活用するなどし、女性団体と連携も検討する。 ・防災訓練及び研修の充実(震災・風水害備【総則・予防対策】P.169) 「災害対応力を強化する女性の視点へ男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインへ」を踏まえ、男女平等部門や子ども家庭部門等の協力を得て、同ガイドラインを活用した研修を実施する。	1				19	5	26.3		
			13 116 墨田区	4	2	1	1	豊島区議会議員の政治倫理に関する条例 (政治倫理規定) 第5条 議員は次に定める政治倫理規定を遵守しなければならない。 (中略) (6) その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。	3		3	2	会議規則における欠席事由(出産・育児・産前産後の期間等)の整備	1	豊島区地域防災計画 組織団の本部員に「男女平等推進センター所長」と明記した。				28	4	14.3	○		

都道府県		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		研修の実施状況	
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
道府県	市町村	議場で利用するところのもので、議事室等が議会に設置または提供されているか。	議場で利用するところのもので、議事室等が議会に設置または提供されているか。	議場で利用するところのもので、議事室等が議会に設置または提供されているか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当議会における男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する取組)を行っていますか。	男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する取組)を行っていますか。	議会において、通常文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する取組)を行っていますか。	問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本節員数(※本部長を含む人)	うち女性(人)	女性比率(%)	市内を対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況			
県	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がある。(臨時のものも含む) 2. 保健に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。(後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。(後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 行っていない。(後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。(後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があると認めている。 2. 明記した規定はないが、現実上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)												
ココ	ドド	名	府中市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4) その地位を利用して各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は法人、団体等への嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。									府中市地域防災計画 【震災編】 第2部 第1章 第1節 1 市民の防災力の向上 1-5 外国人への支援 第2部 第7章 第2節 2 要配慮者等の保護 2-2 外国人への対応 第2部 第8章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配意 1-2 外国人のニーズ 第2部 第8章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配意 1-3 女性や子育てのニーズ 第2部 第8章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配意 1-4 その他のニーズ 第3部 第3章 第3節 1 災害時の広報・報道 1-4 災害時の広報 【風水害編】 第2部 第5章 第3節 1 要配慮者対策 1 要配慮者対策 第2部 第7章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配意 1-2 外国人のニーズ 第2部 第7章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配意 1-3 女性や子育てのニーズ	22	3	13.6					
13	206	府中市	4	4	1	1							1							
13	207	昭島市	4	4	3								1							
13	208	調布市	4	4	1	1							1							
13	209	町田市	4	4	3								1							
13	210	小金井市	4	4	3								1							
13	211	小平市	4	4	3								1							
13	212	日野市	4	4	3								1							
13	213	東村山市	4	4	3								2				21	3	14.3	○
13	214	国分寺市	4	2	3								2				18	3	16.7	
13	215	国立市	4	2	1	1							1				13	1	7.7	
			国立市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条第1項第5号 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。																	

都 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 双 立 支 援 体 制 に 關 す る 調 査										地 域 防 災 計 画 や 避 難 所 運 営 に 關 す る 指 針 (手 引 き・ ガ イ ド ラ イ ン を 含 む) に お け る 具 體 的 な 役 割			災 害 対 策 本 部 へ の 女 性 の 配 置 状 況					
								問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	議員の利用する ことのできる授 業施設等が 議会に設 けられてい るか。	議員の利用する ことのできる授 業施設等が 議会に設 けられてい るか。	議会におけるハラ スメント防止に 関する議員向け研 修を行っていま すか。	議会におけるハラ スメント防止に 関する議員向け研 修を行っていま すか。	ハラスメント防止に 關する議員向け研 修を行っています か。	当該研修におい て、令和4年4月に 内閣府が公表した 教材動画「政治分 野におけるハラス メント防止研修教材」 を利用している又は 利用する予定はあ りますか。	男女共同参画に關 する研修(ハラス メント防止に関するもの 以外)を行ってい ますか。	議会において、通 称又は旧姓の使用 を認めていますか。	当該部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参 画に關するもの 以外)を行ってい ますか。	男女共同参画に 關する研修(ハラス メント防止に関するもの 以外)を行ってい ますか。	当該部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に 關する研修(ハラス メント防止に関するもの 以外)を行ってい ますか。	男女共同参画に 關する研修(ハラス メント防止に関するもの 以外)を行ってい ますか。	当該部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する 男女共同参画の 視点からの防 災・復興をアマ にした研修の実 施状況
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	1. 人員及び場 所の設置または 提供がされて いる。(臨時の ものも含む) 2. 保育に必要 な場所の設置 または提供がさ れている。(臨 時のものも含む) 3. 設置または提 供する予定であ る。 4. なし	1. 専用の場所 が設置されて いる。(常設) 2. 接乳等に必 要な場所の設置 または提供がさ れている。(臨 時のものも含む) 3. 設置または提 供する予定であ る。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。 3. 行っておらず、 今後、取り組む予 定もない。	1. 規ハ ラス メ ント 防 止 に 關 す る 議 員 向 け	2 相 ハ ラ ス メ ン ト 規 定 防 止 に 關 す る 議 員 向 け	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。 3. 行っておらず、 今後、取り組む予 定もない。	1. 研修において利 用している。 2. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行 っておらず、今後 行う予定もない。	1. 研修において利 用している。 2. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行 っておらず、今後 行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。 3. 行っておらず、 今後、取り組む予 定もない。	1. 明記した規定が あり、認めている。 2. 明記した規定は ないが、運用上認 めていない。 3. 明記した規定が なく、運用上も認め ていない。 4. 明記した規定が なく、過去に使用し た事例で判断したこ ともない。	1. 明記した規定が あり、認めている。 2. 明記した規定は ないが、運用上認 めていない。 3. 明記した規定が なく、運用上も認め ていない。 4. 明記した規定が なく、過去に使用し た事例で判断したこ ともない。	1. 位置づけられ た規定がある。 2. 位置づけられ ていない。 3. その他(不明等)					
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 218 福生市	4	4	3					3	3	4			2		19	3	15.8	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 219 狛江市	4	4	3										2					
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 220 東大和市	4	4	2					1	2	3	1		2		14	1	7.1	○
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 221 清瀬市	4	4	2					1	2	2	1		1		456	172	37.7	○
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 222 東久留米市	4	4	3					1	2	2	1		1		29	6	20.7	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 223 武藏村山市	4	4	3					2	2	3	4		2		15	1	6.7	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 224 多摩市	4	2	3					2	3	3	1		2		22	3	13.6	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 225 稲城市	4	4	3					3		3	2		2		29	6	20.7	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 227 羽村市	4	2	3					3		3	4		2		18	3	16.7	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 228 あきる野市	4	4	3					3		3	4		2		23	2	8.7	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 229 西東京市	4	4	3					1	1	3	2		2		21	2	9.5	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 303 瑞穂町	4	4	3					3		3	4		2		38	3	7.9	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	13 305 日の出町	4	2	2					1	2	2	4		2		23	2	8.7	
都 道 府 県 市 市 市 市 区 区 区	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市 市 市 市 町 町 町	市 市 市 市 村 村 村	市																					